

介護サービス情報の公表制度について

広島県 介護保険課

1 制度の概要

利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選択することができるための重要なツールとしての情報を、都道府県がインターネットを通じて提供する制度です。

介護サービス事業者は、介護保険法第 115 条 35 の規定に基づき、当該情報を都道府県に報告することが義務付けられています。

2 広島県における制度の実施等について

(1) 実施体制について

広島県では、介護保険法第 115 条の 36 及び同法第 115 条の 42 の規定に基づく「指定調査機関」及び「指定情報公表センター」として次の機関を指定し、当該制度の運営を行っています。

<指定調査機関及び指定情報公表センター>

一般社団法人 広島県シルバーサービス振興会

〒734-0007 広島市南区皆実町 1 丁目 6 番 29 号 / TEL : 082-254-9699 / FAX : 082-254-9690

H P : <http://www.hiroshima-silver.or.jp/>

(2) 報告・公表について

介護サービス事業者は、県が年度当初に策定する計画に基づき、年に 1 回、直近の介護サービス情報を指定情報公表センターに報告し、同センターが、事業者からの報告内容をインターネットで公表します。

(※「報告」の対象/対象外事業者)

	対象となる事業所	対象外となる事業所
報 告	報告の対象外事業所に当てはまらない事業所 ※介護保険法第 71 条及び第 72 条に規定される、いわゆる「みなし指定事業所」でも、報告の対象外事業所に当てはまらない場合は報告の対象となります	①前年度の介護報酬支払実績が 100 万円以下の事業所 ②居宅療養管理指導及び介護予防支援事業所 ③（介護予防）特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護のうち「養護老人ホーム」に係るもの ④介護療養型医療施設のうち、入院患者の定員が 8 人以下である病院又は診療所に係るもの

(3) 調査について（「報告」を必要とする事業所が対象となります）

介護サービス事業者からの「運営情報」に係る報告内容について、介護保険法施行規則第 140 条の 47 の 2 の規定に基づき県が定めた「調査に関する指針」により、指定調査機関が調査（原則「書面調査」）を行います。

※「書面調査」は、「運営情報」のチェック項目のうち、事業者から「あり」と報告された全ての項目について、該当のチェック項目の内容が確認できる文書・記録等の写しを事業者から指定調査機関に提出してもらい、その提出書類の確認をもって行います。

(※「調査」の対象/対象外事業所)

	対象となる事業所	対象外となる事業所
調 査	①新規指定から2年目の事業所 ②更新申請時 ③事業者自ら調査を希望する場合 ④報告内容に虚偽が疑われる場合 ※①～③は「書面調査」、 ④のみ「訪問調査」を実施	①外部評価が義務付けられている地域密着型サービス事業所 ②福祉サービス第三者評価を実施している事業所 ③調査の対象に当てはまらない事業所

5 制度実施に係る留意事項等について

(1) 特定（介護予防）福祉用具販売事業所に係る介護報酬支払実績の確認等について

平成25年度中に特定（介護予防）福祉用具販売の対価として支払を受けた額が100万円以下の事業所は、平成26年度の公表制度の対象外事業所となりますので、後日県から送付する対象外届の提出に係る案内をご確認のうえ、該当する場合は、提出期限までに県まで届出を行ってください。

(2) 報告に関する留意事項

- ① 平成26年度の報告対象事業所については、県が定める計画（県のホームページ上に掲載予定）に記載されるほか、指定情報公表センターから報告依頼文書の送付がありますので、報告期日までに報告を行ってください。
- ② 原則、事業所から報告された内容がそのままインターネット上で公表されることとなりますので、各事業所において公表項目を十分に確認したうえで、報告してください。

(3) 書面調査に関する留意事項

指定調査機関が書面調査を円滑に進めるため、書面調査の対象となる事業所において、書面調査に係る書類の提出期限を厳守していただくほか、次の点について特にご協力をお願いいたします。

※詳しくは、一般社団法人広島県シルバーサービス振興会からの依頼文書をご確認ください。

項 目	内 容
提出書類とチェック項目との対応関係について	提出された文書・記録等の写しが、「運営情報」におけるどの項目に対応しているものか明確にしてください。 例) ・提出する文書・記録等の写しに、対応する「運営情報」の項目番号を明記する。
提出書類の開示について	個人情報等が記載された文書等の写しについても、当該個人情報部分を消すことなく、そのまま指定調査機関に送付してください。 ※指定調査機関及び指定情報公表センターの職員には、介護保険法に基づく秘密保持義務が課せられているとともに、個人情報保護法第16条第3項第1号の規定に基づき、事業者が利用者の個人情報を指定調査機関に閲覧させることについて、利用者個々の同意を得る必要はありません。